



**社会保障審議会介護給付費部会・介護報酬改定の議論進む
～処遇改善加算存続、30日以上ショートステイ介護報酬額引き下げ等～**

◆厚労省は先月19日の社会保障審議会介護給付費分科会で、介護職員処遇改善加算や地域区分等の改定について案を示しました。

処遇改善については介護報酬に含めるのではなく、加算として存続させる方針とし、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を手厚く評価を行うための区分の新設等が示されました。

一時的な引き受けを想定した事業である短期入所生活介護は、施設入所に比べ入退所が頻繁で利用者の状態が安定しないことがある等の理由により、基本報酬が特養より高く設定されていますが、実質30日を超えるような長期間の利用者については基本報酬が引き下げられるようです。また緊急入所に対する利用者のニーズが非常に高まっていることから、緊急入所の加算要件緩和と報酬の引上げが提案されています。

このほか、右に示した見直し案等が示されたほか、先月26日の同分科会では、在宅と地域密着型サービスについての運営基準案についても示されています。

介護報酬の単価については市町村の準備等も鑑み1月中には示されることとなっており、改定内容が注目されます。

(参考：厚労省HP／福祉新聞)

**平成29年度での待機児童解消は困難か
～3号認定(0～2歳児)の受け皿不足～**

◆先月28日に開かれた国の子ども・子育て会議で、待機児童解消加速化プラン等で示された政府目標である平成29年度での待機児童解消が間に合わない見通しが示されました。

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」をもとに厚労省が調査集計したもので、特に待機児童が多い0～2歳児で受け皿が不足するようです。

1・2歳児の確保方策の数値が必要ピークとされる29年度で一時的に減少するなど不明な点もあるほか、速報値として示されたもので数値の精査により変更等がありうるとのことですが、概ね5万人分程度の不足となる模様です。

都市部における用地の確保だけでなく、全国的な保育士不足の問題もあり、ハード・ソフト両面の確保が急がれます。

(参考：厚労省HP／日経新聞)

＜「量の見込み」「確保方策」の集計結果＞ ※単位：万人

			27年度	28年度	29年度	30年度
1・2号	3歳以上	量の見込み	304.7	302.1	299.1	295.7
		確保方策	299.5	299.5	299.9	297.3
3号	0歳	量の見込み	22.7	23.0	23.1	23.2
		確保方策	20.6	22.0	22.5	22.5
	1・2歳	量の見込み	93.1	93.2	92.9	92.3
		確保方策	86.0	89.0	88.9	91.4

＜介護報酬改定の見直し案＞抜粋

介護職員の処遇改善の存続

処遇改善加算は加算として存続

地域区分

8段階に改め、上乘せ率は最大20%に引き上げ

支給限度額

包括報酬サービスの加算は限度額の対象外

短期入所生活介護

緊急入所の加算要件を緩和、報酬引き上げ

専用居室以外の静養室の入所を条件付きで容認

重度者対応のための「医療連携強化加算」を創設

連続30日以上利用した場合の報酬を引き下げ

認知症グループホーム

宿直職員の加配を加算で評価する

看取り介護加算の要件追加、報酬引き上げ

特養との併設を個別判断で認める

居宅介護支援(ケアマネジメント)

福祉用具貸与のみのケアプランの報酬引き下げ

特定の事業所に集中した場合の減算を拡大

介護予防支援の報酬を引き下げ

**社福や中小企業の課税強化先送りへ
～2015年度税制改正～**

◆12月10日、一部報道により、政府が社福や中小企業への課税強化を先送りする方針であると報じられました。

6月の閣議決定における「規制改革実施計画」等に基づき、社福の情報公開、ガバナンスの強化等が徐々に進んでいるのは周知の通りです。一方で課税問題については、介護事業のように民間事業者との競争が発生している分野の経営形態間での課税の公平性の確保を求める声や、公益法人等が行う収益事業に軽減税率とみなし寄附金制度が適用されるのは過大な対応である等、制度の見直しを求める声が大きくなっていましたが、2015年度の税制改正における課税強化は見送られた形となりました。

今後も様々な場で社会福祉法人や公益法人への課税が議論されることが予想され、関連する会議等への注目が集まります。(参考：日経新聞)